

一般社団法人 三重県サッカー協会 規律・フェアプレー委員会規則

【名 称】

第1条 本委員会は、一般社団法人三重県サッカー協会規律・フェアプレー委員会という。

【目 的】

第2条 この規則は、一般社団法人三重県サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款第34条に基づき設置された規律・フェアプレー委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

【構成】

第3条 本委員会は、委員長1名、副委員長1名及び委員若干名をもって構成する。

【専門部会の設置】

第4条 本委員会は、委員会の協議により必要に応じて専門部会を設けることができる。

【委員の選任】

第5条 委員は、種別委員会及び専門委員会からの推薦及び学識経験者、専門部会長によって選出され、本協会の理事会において選任する。

【委員長・副委員長の選任】

第6条 委員長及び副委員長は、委員の中から本委員会で協議・決定された者を、本協会の理事会において選任する。

【代議員の選任】

第7条 委員の中から本協会総会に参加する代議員を、本委員会で協議し選任する。

【専門部会長・専門部会員の選任】

第8条 各専門部の部会長および部会員は、委員長により推薦された者を、本委員会で協議し選任する。

【任 期】

第9条 委員長、副委員長及び委員、部会長及び部会員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げないが、最大任期は8年とする。

2. 補欠又は、増員により選出された委員長、副委員長及び委員、部会長及び部会員の任期は、前任者の在任期間とする。

3. 委員長、副委員長及び委員、部会長及び部会員は、辞任又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

【委員長等の職務】

第 10 条 委員長・副委員長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会の業務を統括し、委員会を代表する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐する。

【審 議】

第 11 条 委員長は次の場合に委員会を招集し、その規律及び裁定に関する問題を審議する。

- (1) 本協会に加盟するチーム及び本協会の主管する試合等において、重大な違反行為が発生した場合。
- (2) 種別委員会や専門委員会及びチーム、選手等より提訴を受けた場合、又は委員長が必要と認めた場合。
 2. 本委員会の定足数は、委員（委員長、副委員長を含む。）現在数の過半数とする。
 3. 本委員会の議長は、委員長とする。
 4. 本委員会の議事は、出席委員（委員長、副委員長を含む。）の過半数をもって決する。
 5. 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。

【罰則の決定】

第 12 条 罰則の決定及び適用は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」という。）の懲罰規程に則って審議し、決定に際しては、原則として関係者から事情聴取し、対象者本人に弁明の機会を付与する。

2. 本協会が主催・主管する公式競技会に規律委員会を設置し、懲罰権を委任又は再委任することができる。この場合、JFA 懲罰規定第 3 条を準用する。

【マッチコミッショナー】

第 13 条 マッチコミッショナーの新規認定は、種別委員会や専門委員会の推薦者を本委員会
で協議・承認し、JFA に候補者として推薦する。

2. マッチコミッショナーの区分昇格についても、前項と同様の手続きとする。

【ウェルフェアオフィッサー（ジェネラル）】

第 14 条 ウェルフェアオフィッサー（ジェネラル）の新規認定は、種別委員会や専門委員会
の推薦者を本委員会
で協議・承認し、JFA に候補者として推薦する。

【フェアプレーの啓発】

第 15 条 本委員会は、種別委員会及び専門委員会等でのリスペクト・フェアプレー啓発活動
と、差別や暴力・ハラスメント等の根絶及びマッチコミッショナーとウェルフェアオフ
ィッサーの位置づけ啓発と研修活動を行う。

【附 則】

本規則については、平成元年 10 月 1 日から施行する。

2. 本規則は、平成 15 年 4 月 1 日に改定する。
3. 本規則は、令和 4 年 4 月 1 日に改定する。